

糸島市立学校小規模特認校制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第8条及び糸島市立小中学校の通学区域を定める規則(平成22年糸島市教育委員会規則第15号。以下「規則」という。)第3条第3号の規定に基づき、糸島市立学校の小規模特認校(以下「特認校」という。)の制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通学区域 規則に規定する学区をいう。
- (2) 在籍校 規則別表第1に定める学校で、就学予定者又は学齢児童(以下「児童等」という。)が、就学予定又は就学している学校をいう。
- (3) 特認校 小規模な学校であって、市内の他の通学区域から転入又は入学を許可することができる学校をいう。
- (4) 特認入学 児童等が特認校へ市内の他の通学区域から転入又は入学することをいう。

(特認校の指定)

第3条 糸島市立学校における特認校は、次に掲げる学校とする。

- (1) 糸島市立長糸小学校
- (2) 糸島市立一貴山小学校
- (3) 糸島市立桜野小学校

(特認入学の対象児童等)

第4条 特認入学の対象となる児童等は、特認入学の申請時において、市内に居住又は入学の期日までに市内に居住する予定である者とする。

(特認入学の申請要件)

第5条 特認入学を希望する児童等及びその保護者は、次の各号に掲げる要件を理解したうえで、特認入学の申請をすることとする。

- (1) 通学する特認校の教育活動方針に賛同し、協力すること。
- (2) 保護者は、PTA活動等について十分理解し、積極的に参加すること。
- (3) 保護者の責任及び負担で、児童等を通学させること。
- (4) 原則として、卒業まで特認校に就学すること。
- (5) 転入の場合は、在籍校で給食費その他校納金の未納金がないこと。
- (6) 特認入学後、特認校で給食費その他校納金の未納を発生させないこと。

(特認入学の受入人数)

第6条 特認入学の児童等の受入人数は、特認校に就学する児童数を勘案し、糸島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特認校の校長と協議のうえ、毎年度、決定するものとする。

(特認入学の時期)

第7条 特認入学の時期は、毎年4月1日とする。ただし、教育委員会が特に認める場合は、この限りでない。

(特認入学の手続き)

第8条 特認入学を希望する児童等の保護者（以下「申請者」という。）は、小規模特認校特認入学申請書（様式第1号）を、特認校の校長を通じて教育委員会に提出しなければならない。

2 特認校の校長は、前項に規定する申請書を受領後、速やかに当該申請に係る児童等及び申請者と面談を実施し、面談結果報告書（様式第2号）を作成のうえ、当該報告書を教育委員会に提出することとする。

(審査及び通知)

第9条 教育委員会は、前条に規定する申請書及び面談結果報告書を受領後、速やかに特認入学の可否について審査し、その結果を小規模特認校特認入学審査結果通知書（様式第3号）により、申請者、特認校の校長及び在籍校の校長に通知することとする。

(特認入学許可の取消)

第10条 教育委員会は、前条の規定により特認入学の許可を通知した後、当該許可した児童等又は申請者が、第5条に規定する特認入学の申請要件を満たさないと判断した場合は、当該許可を取り消すことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により許可を取り消す場合は、小規模特認校特認入学取消通知書（様式第4号）により、申請者、特認校の校長及び在籍校の校長へ通知することとする。

(特認入学の辞退)

第11条 この要綱の規定により特認入学を許可された児童等が、特認校への就学が困難となった場合は、当該児童等の保護者は、特認校の校長へ小規模特認校特認入学辞退届（様式第5号）を提出するものとする。

2 特認校の校長は、前項に規定する辞退届を受領した場合は、速やかに教育委員会に提出することとする。

3 教育委員会は、第1項に規定する辞退届を受領した場合は、小規模特認校特認入学取消通知書（様式第4号）を当該児童等の保護者、特認校の校長及び在籍校の校長へ通知することとする。

(転学)

第12条 第10条第2項及び前条第3項の規定により、小規模特認校特認入学取消通知書の交付があった児童等は、当該通知書に記載する取消年月日の翌日から、在籍校に就学することとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月16日から施行する。